

令和5年度

鎌ヶ谷市

空き店舗活用補助金

店舗改装費等の総額

1000

万円

を鎌ヶ谷市が
サポート！

あなたの夢を
応援します！

対象経費の2分の1以内（上限100万円）

空き店舗活用補助金とは？

商店街の空き店舗を活用し、集客が見込める店舗を開業する場合、店舗改装費等の一部を補助します。



申請期間

令和5年5月15日～令和6年1月31日

補助金枠が無くなり次第終了！



実績報告書の提出は、2月末日までをお願いいたします。

【主な要件】

- 鎌ヶ谷市商工会及び指定商店会に入会すること
- 過去に店舗として営業していた実績があり、3月以上営業が行われていないこと
- 地上1階又は2階に所在する店舗であること
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗に該当しない店舗であること

お申込み

市HPに掲載している募集要項で対象要件等を確認の上、商工振興課窓口へ必要書類をお持ちください。

お問合せ

- 鎌ヶ谷市役所 商工振興課
- 電話：047-445-1240
- メール：syoukou@city.kamagaya.chiba.jp



令和4年度は3店舗が補助金を使って開業！



美容室 「8」 - Paru

中央 1-1-32 2F-A



一杯

東道野辺 7-22-85



ココロギコンディショニング
スタジオ

東道野辺 7-22-85

[対象経費]

- 内装・外装工事
- 空調設備工事
- 電気照明工事
- 給排水衛生設備工事
- サイン工事
- 備品購入費 等

《注意事項》 店舗改装工事や備品購入前に、必ず補助金の交付決定を受けてください。

補助金申請の流れ

市へ補助金申請の事前協議

※改装済みの店舗は、補助の対象となりません。

市へ交付申請書を提出

申請者へ交付決定

市へ実績報告書を提出（工事完了及び店舗開店）

決定者へ確定通知

市へ請求書を提出

補助金の振込

事前に、千葉県産業振興センターでアドバイスをいただきます。

店舗開店までに、市の商工会・商店会に加入していただきます。